

# 厚生年金保険制度のABC

## 1. 公的年金はなぜ必要か

家族による高齢者の扶養を家族という枠を取り払い、社会全体で行う必要があります。公的対応には次の2種類があります。

- (1) 税金で対応する方法。
- (2) 法律で社会保険への加入を義務付け強制的に保険料を徴収し、老齢や障害など一定の要件と受給資格（例えば25年加入など）を満たした人に年金を支給する方法です。

## 2. 社会保険としての年金

「大数の法則」多くの人が保険に加入すればするほど、その集団内部でのリスク発生率は低下し、リスクは分散する。例えば、生命保険に多くの人が加入すればするほど、その保険内の年齢別死亡率は全人口の年齢別死亡率に近づいていきます。過去の死亡率を踏まえて数理的に妥当な保険料を導くことができます。多数の人の結合による「リスク分散の仕組み」が保険です。

「給付・反対給付均等の原則」。例えば生命保険では高齢になってから加入すればするほど保険料が高い等々。個人々人からリスクに応じた保険料を徴収して、保険全体の負担と給付を一致させようとしています。

社会保険とは、保険の技術を活用しながら、国家の制度として国民共通のリスクに備えようとするものです。社会保険の対象となっているリスクの種類としては、病気・失業・老齢・障害・遺族・要介護・労働災害などがあります。それぞれのリスクに対応して、健康保険・雇用保険・年金保険・介護保険・労災保険があります。

社会保険の場合、民間の保険原理をそのまま使うのではなく、1部修正して個人間の公平性や経済的・数理的合理性だけを追及するのではなく、社会の安定・安心をも目的としています。

「応能負担・必要給付の原則」。保険料は支払い能力に応じて払い、給付は必要に応じて受け取る原則が採用されています。例えば、健康保険の被扶養者や国民年金の第3号被保険者など。

年金という社会保険が対処しようとしている国民共通のリスクは、老齢・障害・遺族というリスクです。

## 3. 世代間扶養としての年金と積立による私的年金

- (1) 積立方式 積み立てた保険料を運用し、元本と利息を合計したものを一定年齢から一定期間支払う。
- (2) 賦課方式 現役世代の保険料で年金世代に支払う仕組み。「世代と世代の助け合い」。

|       | 現行の公的年金                                     | 私的年金                          |
|-------|---|-------------------------------|
| 目的    | 老後の所得保障の柱<br>(社会保障)                         | より豊かな老後生活<br>(個人の自助努力)        |
| 加入    | 強制加入  | 任意加入                          |
| 給付    | 物価、国民生活の向上に応じて改定し、<br>実質価値を維持する。            | 公的年金のような年金額の実質価値の<br>維持はできない。 |
| 支給期間  | 終身年金  | 有期年金が中心                       |
| 年金の原資 | 本人および後世代の支払った保険料<br>運用収入<br>国庫負担金(基礎年金の1/3) | 本人の支払った保険料<br>その運用収入          |

## 4. 老後の生活費と高齢者世帯の年間所得金額構成

- (1) 老後の生活費
  - ①貯蓄(個人の預貯金・個人年金) ②公的年金 ③退職給付(企業年金・退職一時金)
- (2) 高齢者世帯の年間所得金額構成

- ①100万円未満 14.0%
- ②100万～150万円未満 14.3%
- ③150万～200万円未満 13.0%
- ④200万～250万円未満 10.7%

高齢者世帯の全体の52.0%が250万円未満の世帯となっています。

## 5. 日本の年金制度の体系と種類（2002年3月末現在）

|                               |                                    |                                |                      |
|-------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 国民年金<br>基金<br>79万人            |                                    | 厚生年金基金<br>代行部分<br>3,158万人      | 共済年金<br>加入者<br>518万人 |
| 国民年金（基礎年金）                    |                                    |                                |                      |
| 自営業者等<br>2,207万人<br>(第1号被保険者) | サラリーマンの妻や子<br>1,133万人<br>(第3号被保険者) | 民間のサラリーマン<br>(第2号被保険者) 3,676万人 | 公務員等                 |
| 7,017万人                       |                                    |                                |                      |

## 6. 標準報酬制から総報酬制へ

2003年4月より標準報酬制から総報酬制に変わりました。

<標準報酬制>

さまざまな賃金を30等級に区分し、その等級の報酬に17.35%の保険料を掛けて保険料を算出する。一時金には、1%の特別保険料を徴収。

<総報酬制>

一時金も含めた賃金総額に保険料率を掛けて、保険料額を算出します。保険料率は、17.35%から13.58%へ引き下げられた。

## 7. 増大する国民負担率と進む少子高齢化

### (1) 増大する国民負担率

|      | 政管健保 | 介護保険  | 雇用保険 | 厚生年金   | 合計     |
|------|------|-------|------|--------|--------|
| 保険料率 | 8.2% | 0.89% | 1.4% | 13.58% | 24.07% |

(対年収比、労使折半、単位%2003年4月現在)

国民負担率とは、国民所得に占める税・社会保険料の割合です。負担の一方では、社会保障からの給付や道路・水道などの公共サービスから便益を受けています。

### (2) 進む少子高齢化

総人口も2006年の1億2774万人をピークに減り始め、2050年には1億59万人となります。それ以後はさらに減少速度を速め、21世紀末の2100年には、日本の人口は現在の約半分の6,400万人になると予測されています。

## 8. 給付とモデル年金

### (1) 給付の種類

|      | 老齢（退職）年金 | 障害年金                 | 遺族年金                |
|------|----------|----------------------|---------------------|
| 支給対象 | 老齢になった場合 | 病気やケガで障害を有することになった場合 | 年金受給者または被保険者が死亡した場合 |
| 国民年金 | 老齢基礎年金   | 障害基礎年金               | 遺族基礎年金              |
| 厚生年金 | 老齢厚生年金   | 障害厚生年金               | 遺族厚生年金              |
| 共済年金 | 退職共済年金   | 障害共済年金               | 遺族共済年金              |

### (2) 公的年金は2階建て（基金を考えると3階建て）

公的年金は、2階建ての設計です。基礎年金に上乗せして給付する年金として老齢厚生年金、退職共済年金などがあります。これらは、現役時代の報酬に比例して年金額を算定します。ただし、2階の報酬比例部分の年金を受けることができるのは、厚生年金、共済年金の加入者だけです。

＜特別支給の厚生年金と老齢厚生年金＞

|        |          |        |
|--------|----------|--------|
| 60歳    | ▼61歳～64歳 | 65歳    |
| 報酬比例部分 |          | 老齢厚生年金 |
| 定額部分   |          | 老齢基礎年金 |

※ 一般男子は、2004年から「特別支給の厚生年金」の定額部分は62歳支給。以降3年に1度1歳ずつ引き上げられる。

(3) 基礎年金の給付設計

基礎年金は、国民年金と厚生年金など被用者年金に共通の基礎的給付として、公的年金給付の土台を構成しています。基礎年金の給付水準は40年加入で79万7000円（年額2003年4月現在）です。月額6万6400円です。加入期間が40年に満たない場合は加入期間に比例して年金額が減額します。

＜老齢基礎年金額（年額）の算出方式＞

797,000円 × (保険料納付月数 + 保険料半額免除月数 × 2/3 + 保険料免除月数 × 1/3) / 480ヵ月 (40年)

※ 2001年度の老齢基礎年金の平均給付月額は、約5万1000円で、満額の6万6400円より低い水準にとどまっています。

(4) 報酬比例部分の給付設計

報酬比例部分があるのは、第2号被保険者だけです。（サラリーマンと公務員）報酬比例部分と基礎年金を合わせて働いていた期間の生活レベルをあまり下げなくてすむ水準の年金を支給しようとしているわけです。

保険料も報酬比例で支払います、報酬比例部分は在職中の平均標準報酬月額に比例して給付額が増えます。

厚生年金の報酬比例部分は、現役時代の標準報酬月額の平均に給付乗率と被保険者期間を乗じて算定します。2003年4月からは標準報酬制を採用していた2003年3月までと総報酬制を導入した2003年4月以降は、別の計算式になります。それが下記の①と②式です。受給する老齢厚生年金は①式と②式との合計となります。

＜老齢厚生年金額（年額）の算出方式①（2003年3月までの期間分）  
 平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 被保険者期間（月数） = 老齢厚生年金額①（年額）  
 ※ 給付乗率は生年月日に応じて1000分の7.657～1000分の7.125

＜老齢厚生年金額（年額）の算出方式②（2004年4月以降の期間分）  
 平均標準報酬額 × 給付乗率 × 被保険者期間（月数） = 老齢厚生年金額②（年額）  
 ※ 給付乗率は生年月日に応じて1000分の5.89～1000分の5.481

※ 給付乗率は昭和21年4月2日以降の人はすべて①式7.125、②式は5.481。

(5) 平均標準報酬月額の出し方

報酬比例部分の年金額を算出するには、まず現役時代の標準報酬月額の平均を出します。現役時代にどのくらい賃金をもらっていたかということです。しかし、30年も40年も前の標準報酬月額（賃金）は低いので、現在の価値に修正するために賃金再評価を行います。各年・各月ごとに細かい再評価率が決まっています。それぞれの標準報酬月額に再評価率を掛けて現在価値に修正したものを合計します。それを被保険者期間の全月数で割ると、現役時代の標準報酬月額の平均が出ます。これを平均標準報酬月額といいます。

この平均標準報酬月額に被保険者期間（月数）と給付乗率を掛けたものが、報酬比例部分の年金額（年額）となるわけです。

## (6) モデル年金の意味

厚生年金のモデル年金は、世帯単位で、夫は現役男子の平均的な賃金をもらっている被用者で、厚生年金に40年加入しており、妻は厚生年金にまったく加入したことがないという夫婦世帯を標準として得られる年金額をモデルとして示しています。

### <具体的なモデル>

男性が標準的な賃金を得て40年厚生年金に加入（基礎年金にも40年加入）、妻が基礎年金に40年加入（被用者年金への加入期間ゼロ）という世帯を標準的な世帯モデルとしています。

### <モデル年金 2002 年度の場合>

- ① 基礎年金が夫婦2人分、40年加入の満額

$$67,017 \text{ 円} \times 2 = 134,034 \text{ 円}$$

- ② 報酬比例部分は夫が厚生年金に40年加入、妻は加入期間なし

$$104,092 \text{ 円}$$

- ③ ①+②基礎年金2人分と1人分の報酬比例部分の合計が夫婦2人世帯のモデル年金

$$134,034 \text{ 円} + 104,092 \text{ 円} = 238,126 \text{ 円}$$

- ④ 年額  $238,126 \text{ 円} \times 12 = 2,857,512 \text{ 円}$